

## 誓 約 書

六麓荘町町内会会長 殿

私儀今般六麓荘町内に土地を取得し 住宅を取得する ことになりましたので、下記の件を誓約いたします。

- 1 . 六麓荘町は昭和の初期に、国有林の払い下げを受けて高級住宅地をつくる目的をもって開発された住宅地であることを認識し、住宅環境を保全するために町内会規約を遵守いたします。
- 2 . 町内の主要な道路は六麓荘町内会（六麓荘土地有限会社に信託委任）が所有する私道であることを理解し、下水道、電気、電話並びにガス等の引き込み工事に対する道路の掘削等について工事終了後は道路を完全に元通り補修、舗装いたします。
- 3 . 町内会は住宅環境を保全し、所有する道路、建物並びに同敷地の管理に必要な費用をはじめその他町内会会則の定める目的や、事業遂行に必要な負担をしていますので、町内会に入会するに際して入会賛助金及び会費ならびに積立金を納入いたします。

平成 年 月 日

（住 所）

（氏 名）

印

注）実際の配布時に改正することがあります

# 六麓荘町町内会入会申込書

六麓荘町町内会会長 殿

私儀この度六麓荘町内に居住することになりました。  
つきましては、貴町内会に入会し町内会規約に従って、近隣の人々との親睦を  
はかり、自然の美に囲まれた良好な環境保全に協力いたします。  
ここに誓約書を添えて申し込みます。

一、尚、入会賛助金五十万円は、 月 日 三井住友銀行芦屋駅前  
支店宛振込みましたことを申し添えます。

平成 年 月 日

(住 所)

(電 話)

(氏 名)

印

注) 実際の配布時に改正することがあります

## 六麓荘町町内会入会賛助金及び会費など

誓約書に基づく入会賛助金及び会費は下記の通りとする。

### (入会賛助金)

1. 入会賛助金は50万円也とする。
2. 法人、個人を問わず当町内会に居住しようとし、町内会会員として認証を得たものは全て上記の入会賛助金を納入しなければならない。
3. 入会賛助金は町内会加入時、即ち建築工事着手前に、また既に建築されている住宅に転入する場合は、転入後直ちに納付せねばならない。
4. 振込先銀行 三井住友銀行 芦屋駅前支店  
(普) 3 2 3 8 2 0 7 六麓荘町町内会 会計理事

### (会費)

1. 会費は、入居後一ヶ月当たり1,000円也とする。
2. 年度途中の入退会者についても月割り負担をするものとする。
3. 法人、個人を問わず当町内会に居住しようとし、町内会会員として認証を得たものは上記会費を負担しなければならない。

### (積立金)

1. 平成28年度より、建町百周年記念行事ならびに町内会館兼駐在所建物の大規模改修など町内会の資産の維持を目標にした積立金を設ける。  
その月額費は、入居後一か月当たり500円也とする。

注) 実際の配布時に改正することがあります